

議案第五三号

県営養魚場施設の取得に付して

県営三朝養魚場施設を別紙契約書案のとおり鳥取県から  
無償で譲受けたいので地方自治法第九十六條第一項第七号並に  
三朝町有財産及び営造物に関する條例第八條第三号の規定  
に基いて議会の議決を求めらる

昭和三十六年八月二十六日提出

三朝町長

坂出雅己

昭和三十六年八月二十六日 原案可決

三朝町議會議長加藤幸太郎

